第 32 号（通巻33号） 発行　平成26年 1 月31日　公益社団法人長井法人会　長井市館町北6-27 TEL 0238－88－3960
e-mail info@nagai-ho.jp　URL:http://www.nagai-ho.jp　FAX 0238－88－3823

長井法人会だより 2014新年号

長井ダム「ながい百秋湖遊覧船」　11月空気の澄み切った晴れの日、気温の寒暖差が激しい時だけに幻想的な靄に包まれる

迎春

平成26年

新年のご挨拶

長井税務署
署 長　武　田　　実 氏

公益社団法人長井法人会
会 長　平　　忠　一

新年明けましておめでとうございます。

平成26年の新年を迎え、公益社団法人長井法人会の皆様に謹んでお慶びを申し上げます。

会長様はじめ、役員及び会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深いご理解と多大なご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

公益社団法人長井法人会は、多岐にわたる社会貢献事業の中で、特に、「税を考える週間」の記念講演会の開催をはじめ、小学校の租税教室開催など、組織を挙げて税の普及活動に積極的に取組んでおられます。これらのすばらしい活動につきましては、昨年11月、栄えある租税教育推進校等表彰を受賞されました。改めて敬意を表しますとともに、今後のますますのご活躍を期待しております。

さて、まもなく平成25年分の所得税等の確定申告期を迎えようとしております。税務署では、自宅から申告できるe-Taxの利用や国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーの活用など、自書申告の一層の推進を図るためのICT（情報通信技術）の活用施策を積極的に行うこととしております。

皆様方には、申告の早めのご準備とe-TaxなどのICT活用による確定申告の提出を是非お願いいたします。

最後に、新たな年が公益社団法人長井法人会のご発展並びに会員の皆様方のご繁栄の年となりますよう心から祈念しまして、新年の挨拶といたします。

平成26年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様には、平素より法人会の活動に格別のご理解とご支援を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

昨年を振り返りますと、特に自然災害が多く発生し、地球規模での異常気象に驚愕した一年でした。

さらに、東日本大震災への復興支援も遅々として進まぬまま、丸三年になろうとしているにも関わらず、未だ仮設住宅で新年を迎えられた方が多くいる現状です。

いわゆる「アベノミクス」による経済効果や東京オリンピック招致成功により、日本経済にもようやく明るい兆しが見えてきた感もありますが、復興を第一に早急に取組んで戴きたいと切に願います。

さて、皆様もご承知の通り、当会は昨年４月１日より、公益社団法人に移行致しました。これを機に、法人会の基本的指針である「良き経営者を目指す団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と、企業経営および社会の健全な発展に寄与します」を再確認し、納税道義につながる公益性の高い事業を展開するとともに、事業所の健全な発展と会員相互の交流に資する事業も積極的に展開して参りました。

中でも、青年部会女性部会が中心となって取り組んでいる「租税教室」「税の絵はがきコンクール」「税のカレンダー」「租税教育用下敷きの配布」等は、子供達に税の役割や大切さを理解してもらえるよう、今後も重点事業として取り組んで参りますので、倍旧のご支援ご協力をお願い申し上げます。

末筆になりますが、会員の皆様方のご健勝とご繁栄を心からご祈念申しあげ新年のご挨拶と致します。

納税表彰式

平成二十五年度の納税表彰式が、十一月十三日にタスパークホテルを会場に行われました。

多年にわたり率先して申告納税制度の普及発展に努めた功績を讃え、当会副会長の吉田功氏が、「長井税務署長納税表彰」を受章されました。

また、租税教育の推進に尽力し、租税の役割についての知識や普及における多大な貢献に対し、長井法人会は「長井税務署租税教育推進校等表彰」で感謝状を授与致しました。

▶平会長

◀代理出席の吉田社長

第30回 法人会全国大会 青森大会

全法連主催の全国大会が十月三日青森県連の主管で全国から約一九〇〇名が参加し開催。当会からは、今間副会長をはじめ六名が参加致しました。

▲会場にて記念撮影

第一部、記念講演会「これからの時代の経営とリーダーシップ」と題し、㈱東レ経営研究所特別顧問の佐々木常夫氏が講演されました。

第二部では、記念式典・税制改正提言の報告が行われました。全法連の池田会長より「公益法人として、事業面や運営面での公共性や透明性をさらに高め、法人会の基本的指針に則り事業を展開して行きたい。「三本の矢」により好影響が現れつつあるが、中小企業にとっては効果が及んでおらず、強い日本経済を構築するために、税制改正に関する提言を取り纏め、実現される事を強く求めて行きたい」と挨拶がありました。

平成26年度 税制改正要望提言活動

行動する法人会

▲愛知財務副大臣（左）に提言書を手渡す全法連柳田税政総務委員長と横山専務理事

▼提言書を手渡す鈴木副会長（左）と受け取る山口副町長

各単位会の要望を取り纏め、全国大会(青森)で決議した「税制改正要望」を持参し、全国的に陳情活動を行っています。

当会では、十一月十二日に鈴木副会長が小国町役場を訪問し、副町長の山口正幸氏に「税制改正の提言書」を提示し、同席いただいた町民税務課川俣税政管理主幹にも内容の趣旨説明をし、要望の実現に向けてアピールしました。地方自治体への提言の要点は、下記の通りです。

地方自治体への提言・重点項目

一、行政改革の徹底

社会保障の安定財源確保と財政健全化のためとは言え、消費税の引き上げが国民に痛みを求める措置であることに変わりはない。地方においても「先ず隗より始めよ」の精神により自ら身を削る行政・議会の改革が何より重要である。

①議員定数と報酬の削減

地方議員は大胆にスリム化し、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たさなければならない。また、議員報酬の一層の削減を求めるとともに、行政委員会委員の報酬についても日当制を導入するなど見直すべきである。

②公務員の人員と人件費の削減

能力を重視した賃金体制を導入し、人件費の抑制を図る。また、地方公務員給与は、国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。

二、地方税関係

①固定資産税の抜本的見直し

固定資産税は、長期的な地価の下落にも関わらず負担感が高いとの声が多い。評価方法および課税方式の抜本的見直しを求める。

平成26年度 税制改正に関するスローガン

（総論）
まさに今。国･地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
持続可能な社会保障制度を確立し、
国民の将来不安の払拭を！
中小企業の重要性を認識し、
経済活性化に資する税制措置の拡充を！

（所得税）
所得税は広く薄く負担を求め、
努力した人が報われる税制の構築を！

（法人税）
法人実効税率は、欧州・アジア主要国並みの
20％台に引き下げを！

（事業承継税制）
本格的の事業承継税制を確立し、
地域経済を支える中小企業に配慮を！

（消費税）
消費税引き上げに際しては、
景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！

（地方税関係）
国と地方の役割分担を見直し、
地方の自立・自助の推進を！

（震災復興）
被災地の復興を図るため、税制上の対応を含めて
実効性のある措置を！

中村天風の教えに学ぶ

思考が人生を創る

作家
神渡 良平

企業集団を率いている人は、その組織を活性化し、仕事ができる集団にするにはどうしたらいいか、いつも頭を悩ませます。

この問題は千古の昔から変わらない永遠のテーマです。

現有勢力をやる気にできたグループは伸びていきますし、そうでないグループは伸び悩みます。

伸びているグループを率いている人からは多くのヒントを学べますが、今日は個々の安直なノウハウではなく、もっと根源的なところに目を向けてみましょう。

運・不運は自分が作っている

世の中には冷徹な眼差しを持ち、人生の理（ことわり）をつかんでいる人がいるものです。

道元や空海もそうした人の一人であり、戦国武将や幾多の集団のリーダーたちもそうでした。

では現代を見渡したとき、そういうような真理を噛み砕いて私たちにわかりやすく伝えてくれる思想家はいるでしょうか。

明治から大正、昭和にかけて多くの人を鼓舞した哲人、中村天風もそうした人の一人です。

京セラの創業者である稲盛和夫名誉会長が自分をやる気にしてくれた師匠として中村天風の名を挙げておられますが、確かにそういう叡智を伝授してくれる人です。

私はかつて脳梗塞で倒れて寝たきりになり、収入もなくなって、どうやって食べていったらいいか暗澹としていました。

リハビリをやりながら将来の不安にさいなまされ、自分の現在置かれている状況を見て気落ちし、負け犬のような気分になっていたのです。

そんなとき中村天風さんの『成功の実現』や『盛大なる人生』（共に日本経営合理化協会）を読んだので、頭をハンマーでなぐられたようなショックを受けました。天風さんはこう言っておられました。

「あなた方の心のなかの考え方や思い方が、あなたたちを現在あるがごときあなた方にしているのであります。

だから俺は体が悪いと思ってりゃ体が弱い。俺は長生きできないと思ったら長生きできない。

俺は一生不運だと思えば不運だ。何とでも、あなた方は考えているとおりのあなた方をこしらえているんだから。

自分の念願や宿願、やさしく言えば、思うことや考えることが叶う、叶わないということは、それが外にあるんじゃないよ。

外にあるんじゃない。みーんなみんな、あなたたちの命に与えられている心の思いよう、考え方というもののなかにあるんだよ」

（『盛大なる人生』）

積極で前向きな考え方に変える

思考が人生を創る！

だから潜在意識から立て直して、積極的で建設的で前向きな考え方に変えることが大切だというのです。

『天風瞑想録』（天風会）にはこうも書かれていました。

「人間の心に、何かの観念が出ると、その観念のとおりに宇宙全体から微妙な力が働き出し、その観念の

型が、良ければ良いように、悪ければ悪いように――わかりやすくいえば――思い方や考え方が積極的であれば、積極的なものが出来、消極的なら消極的なものが出来る。そういうように真理が出来ている。

人間の境遇だとか、その人の現在に同情するということはないのである。

真理というものには同情はない。峻厳侵すべからずである」

続いて同書でこう断言されていました。実に明快でわかりやすいのです。

「どんなことがあっても忘れてならないのは、心というものは、万物を産み出す宇宙本体の有する無限の力を、自分の生命の中へ受け入れるパイプと同様である、ということである。

パイプに穴が開いていたら、洩れてしまう。だからそっぽを向いていたら何にもならない。パイプでわからない人は、光を通す窓だと思いなさい。電流を通すワイヤーだと思えばよい」

なるほど、なるほどと、相槌を打ちながら読みました。

活力というのは自分の実績から生まれてくるのではなく、自分をこの世に送りだした宇宙霊の意図に目覚めたとき湧き出てくるというのです。

天風さんが言うところの宇宙霊を、村上和雄筑波大学名誉教授は「サムシング・グレート」と呼んでおられますが、いずれにしても人間の力を超えた「大いなる存在」があり、そのエネルギーを引き込もうというのです。

もし天風さんが生きておられたなら、講習会に飛んでいって指導を受けたでしょうが、残念ながらもう亡くなっていたので、『心に成功の炎を』（日本経営合理化協会）や『真人生の探求』『天風瞑想録』（共に中村天風著　天風会）や宇野千代さんの『天風先生座談』（廣済堂出版）などを読んで、意識の持ち方を学びました。

天の意図に焦点を合せる

天風さんはくり返しくり返し誦句を唱えて、自分の潜在意識に働きかけることだと言われます。たとえば「大偈の辞」はこういう誦句です。

「ああ、そうだ。我が生命は宇宙霊の生命と通じている。宇宙霊の生命は無限である。

そして、不健康なるものや不運命なるものは、宇宙霊の生命の中には絶対にない。

そしてその尊い生命の流れを受けている我はまた、完全でそして人生の一切に対して絶対に強くあるべきだ。

だから、誠と愛と調和した気持ちと、安心と勇気とで、ますます宇宙霊との結び目を堅固にしよう」

自分の現実を見ると悲観して気落ちしてしまうが、そうではなく、天の入れ物である大元の自分、本来の自分に焦点を合わせ、私をこの世に送りだした天には何かの意図があるはずだと考えれば、前向きの気持ちになっていくというのです。

自分の生命がつながっている宇宙霊は完全で絶対であるがゆえに、その結び目を堅固にすれば、自分も完全で絶対なのであり、必ず道は開けると自信を持ちなさいというのです。

また毎日唱えて、自分の信念を強化したらいいという誦句に、「朝旦偈辞」（甦りの誦句）というものがあります。

「我れは今、力と勇気と信念とをもって甦り、新しき元気をもって、正しい人間としての本領の発揮と、その本分の実践に向わんとするのである。

我はまた、我が日々の仕事に、溢るる熱誠をもって赴く。我はまた、欣びと感謝に満たされて進み行かん。

一切の希望、一切の目的は、厳正に正しいものをもって標準として定めよう。

そして、恒に明るく朗らかに統一道を実践し、ひたむきに、人の世のために役だつ自己を完成することに、努力しよう」

自分が預かっている組織を活性化しようとしたら、まず自分を活性化する必要があります。

自分をやる気にするには、宇宙霊のエネルギーを取り込むことが大切です。

その上で、自分の日々の仕事にあふれる熱誠をもって取り組めば、乗り越えられない壁はなくなり、業績は必ず上向いていくでしょう。

《寝ても覚めても》という熱意はそこから生まれてくるのです。

（『天風瞑想録』は現在講談社文庫から『運命を開く天風瞑想録』として刊行されて入手しやすくなっているので、ぜひ読まれるのをおすすめします）

税のワンポイント情報

消費税転嫁対策特別措置法に規定する

「総額表示義務の特例措置」

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律」による消費税法の改正内容の一部です。

○制度の概要○

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、**税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例**が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例を受ける事業者は、できるだけすみやかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】　◆消費者に誤認されないための対策が必要です！

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に確認できる方法で行う必要があります。

例１　●「税抜価格」のみを表示する場合の誤認防止設置例　個々の値札等で表示する場合

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

○○円(税抜価格)	○○円(税別)	○○円(本体価格)	○○円+税	○○円+消費税

例２　●店内の掲示やチラシ等で一括して表示する場合

個々の値札等においては、「○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

◆国税庁のホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体化改革）」に「総額表示義務の特例措置に関する事例集（税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例）」を掲載しています。上記以外の事例も紹介していますので、そちらもご覧下さい。

長井税務署からのお知らせ

公益社団法人長井法人会会員の皆様へ　　長井税務署

御社の社員の皆様への確定申告情報提供のお願い
～申告書の作成もできる国税庁ホームページのご案内～

国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）には、「確定申告特集ページ」が開設されていますが、その中の「源泉徴収義務者の方へ」に給与所得者の皆様へのお知らせが掲載されています。最近は会社員の方でも確定申告をする方が増えており、そのような方に、申告書が簡単に作成できる「確定申告書等作成コーナー」のご案内をするものとなっています。

つきましては、御社の社員の皆様に次の方法で情報提供していただくようご協力を願いいたします。

① 国税庁ホームページのトップページにある「確定申告特集ページ」のバナーをクリック
② 「源泉徴収義務者の方へ」をクリック
③ 給与所得者の皆様へのお知らせをダウンロード（７種類のデータの中からお選び下さい。）
④ 回覧、配付、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供

32年ぶり!「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました!

★平成26年4月1日以降作成されるものに摘要されます★

「所得税法等の一部を改正する法律」により、印紙税法の一部が改正され、平成26年4月1日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税法の非課税範囲が拡大されました。

「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税法の非課税範囲の拡大

現在、「金銭又は有価証券の受取書」については、記載された受取金額が三万円未満のものが非課税とされていますが、平成二十六年四月一日以降に作成されるものについては、受取金額が五万円未満のものについて非課税とされることになりました。

「金銭又は有価証券の受取書」とは

「金銭または有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券を受領した者が、その受領事実を証明するために作成し、相手方に交付する証拠証書をいいます。

したがって、「領収証」、「領収書」、「受取書」や「レシート」はもちろんのこと、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、さらには、「お買上票」などと称するものであるときは、金銭または有価証券の受取書に該当します。

【受取金額に係る印紙税額】
平成26年４月１日以降に作成される受取書の税率

受　取　金　額	税　　率
5万円未満のもの	非課税
100万円以下のもの	200円
100万円を超え200万円以下のもの	400円
200万円を超え300万円以下のもの	600円
300万円を超え500万円以下のもの	1,000円
500万円を超え1千万円以下のもの	2,000円
1千万円を超え2千万円以下のもの	4,000円
2千万円を超え3千万円以下のもの	6,000円
3千万円を超え5千万円以下のもの	10,000円
5千万円を超え1億円以下のもの	20,000円
1億円を超え2億円以下のもの	40,000円
2億円を超え3億円以下のもの	60,000円
3億円を超え5億円以下のもの	100,000円
5億円を超え10億円以下のもの	150,000円
10億円を超えるもの	200,000円
（受取金額の記載のないもの　200円）	

名刺大の広報ツールを作成しました！皆様に配布します！

印紙税法に対応した名刺大の広報ツールを作成致しました。本年度から来年度にかけて不動産譲渡契約や建設請負契約に関する軽減措置が講じられることに対応したものです。経理担当者だけでなく、営業社員の名刺入れに携帯し、是非お役立て下さい。

青年部会　informatiom

講師　左上・小笠原氏
右上・飯澤氏
左　・佐藤氏
平氏

「租税教室」いよいよ開催！

１月２９日●飯豊町立飯豊第一小学校
２月　３日●長井市立西根小学校
いずれも６年生を対象に青年部会員(OB)が講師を務め実施します！

酒税を学ぼう

2月19日
鈴木酒造店長井蔵見学

交流事業として、酒税を学ぶ会を開催します。鈴木酒造店長井蔵を見学し鈴木専務様（杜氏）よりお話をお聞きします。その後は場所を変え新酒を味わいながら酒税について学びます。

11/8 全国青年の集い広島大会

去る十一月八日に広島県立総合体育館を会場に、第二十七回青年の集いが開催されました。

地域社会に対する活動や租税教育を中心テーマに、情報交換や研鑽の場として開催されています。当会から村田裕子さんが参加され、全国の仲間と交流を深めて来ました。

二十六年度は、十一月二十一日秋田県で開催されます。

女性部会　informatiom

◆第6回税に関する絵はがきコンクールを実施！

長井西置賜管内の小学校6年生を対象に、「税」の大切さについて理解と関心を深めて戴くために実施しています。毎年多くの児童の皆さんから応募いただいており、優秀な作品は、山形県連・東北六県連と上部団体の表彰があります。今年度、応募いただいた作品の中から何点か紹介します。

表彰結果は、当会のホームページにてご報告致します。

◆租税教育用下敷きを管内小学校6年生に無償配布しました！

租税教育の環境醸成と地域社会貢献を目的として、今年度初めて租税教育用下敷きを配布しました。税に関する絵はがきコンクールの案内に同封したものです。本年度のテーマは「ますます身近になるASEAN諸国の素顔とは？」です。

両面カラーで、右側面に「この社会あなたの税がいきている」の標語の他、身近な財政支出として、児童・生徒1人当たりの年間教育費負担額が標記されています。長井法人会青年部会女性部会の名入りで、公益事業として実施しました。

イベント REPORT

●9/3～11/26
初級簿記講習会　鈴木雄一郎氏

▲11/16　税を考える週間記念講演会　　笑って学べる税金教室
演題「笑いのある日常生活が納税の原点」

講師　噺家　山遊亭金太郎　師匠

●6/6　部会合同　健康教室わらび採り

▲6/19　事業承継セミナー

▲9/9　改正消費税説明会

▲9/16　会員交流会　　まぐろを食べて楽しく税を学ぼう

▲9/19　健康セミナー　「がんはもう怖くない」

▲6/7　飯豊支部事業承継セミナー

▲10/11　女性部会視察研修　会津若松市

▲11/22　白鷹支部消費税セミナー

▲10/22　価格交渉術セミナー

▲12/4　エンディングノート書き方セミナー　準備編

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

山形営業支社 米沢営業所/米沢市門東町2−6−17
TEL 0238−23−2244

AIU AIU保険会社

山形支店/山形県山形市諏訪町1−1−1
（センチュリープレイス山形7F）TEL 023−633−8282

謹んで新年の御祝詞を申し上げます

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とその家族の皆様に安心をお届けしてまいります。
本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

〈引受保険会社〉

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）
山形支社　〒990-8580 山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3F
法人会フリーダイヤル 0120-876-505 受付時間/9:00〜17:00（土日祝日除く）

法人会連合会の団体保険制度：取引信用保険

中小企業向け貸倒保証制度
ご加入のおすすめ

法人会会員企業の皆さま向けに、専用のプランをご用意いたしました。
是非とも本制度をご利用くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

中小企業向け貸倒保証制度　ご採用のメリット

キャッシュフローの安定化	貸倒金額の一定部分を保険金として受け取ることができるので、貸倒発生時の影響を軽減することができます。	貸倒損失の平準化	貸倒リスクを一定額の保険料負担により保険に転嫁することで、費用を平準化することが可能となります。
対外信用力の向上	売上債権の保全となり、取引先に対する貴社の信用力の向上が期待できます。	与信管理の充実・向上	貴社の与信管理に保険会社の審査が加わり、取引先に対する与信管理の充実・向上が図れます。

■保険期間
平成25年8月1日（木）〜平成26年7月31日（木）
【保険期間開始後も補償開始日を毎月1日として随時申込み（中途加入）ができます】
毎月15日までに申込み並びに保険料払い込みいただいた場合の保険期間は、翌月1日〜平成26年7月31日となります。

ご連絡先・お問い合わせ先
三井住友海上火災保険株式会社　山形支店米沢支社
ＴＥＬ：０２３８−２２−７６４５
ＦＡＸ：０２３８−２４−５８１４
〒９９２−００１２　米沢市金池５−３−２　２Ｆ